

(案)

契 約 書

1 件 名 令和8年度仙台第4合同庁舎構内交換電話設備保守点検業務請負契約

2 履行場所 仙台第4合同庁舎

3 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約金額 ￥

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定により算出したもので、契約額に10/110を乗じて得た額である。

5 契約保証金 免 除

上記契約について、支出負担行為担当官 東北運輸局長 吉田 昭二（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 □□ □□（以下「受注者」という。）とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 住所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
氏名 支出負担行為担当官 東北運輸局長 吉田 昭二

(受注者) 住所 △△県△△市△△町△-△-△
氏名 〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 □□ □□

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 発注者及び受注者は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承認)

第5条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

第6条 受注者は、第5条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第5条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(契約内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(物価の変動に基づく契約金額の変更)

第8条 発注者又は受注者は、契約期間内に物価の変動により契約金額が著しく不適當となったときは、発注者及び受注者が協議のうえ契約金額を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第9条 発注者は、受注者からの給付を受けた際は、その日から起算して10日以内に受注者の立会いのうえ検査を行う。

- 2 受注者が前項の検査に立会わないときは、発注者は、検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第10条 受注者は、前条第1項の検査に合格した後、別表に掲げる金額(以下「契約代金相当額」という。)を書面により支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金相当額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、発注者の指定する日までに契約を履行することができない場合において、相当の期間内に履行を完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。但し、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合は除くものとする。

- 2 前項の損害金の額は、履行遅滞した契約額に対して、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による契約代金相当額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定める割合(年2.5%)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会

が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第13条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(任意解除権)

第 14 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 16 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(催告による解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき。又は、これらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 受注者から解約の申し出があったとき。

二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 前各号に契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条にお

- いて同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 八 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- ロ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第 15 条又は第 16 条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 15 条又は第 16 条の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 成果物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第 20 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

一 第 17 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺等）

第 21 条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が 1,000 円未満の場合はこの限りでない。

3 前項の遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%とする。

4 前項の規定により算出した遅延利息の額が1円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(紛争の解決)

第 22 条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補則)

第 23 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

別表

請求期間	請求金額		
令和 8 年 4 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 5 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 6 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 7 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 8 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 9 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 1 0 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 1 1 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 8 年 1 2 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 9 年 1 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 9 年 2 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
令和 9 年 3 月分	金	(消費税及び地方消費税	を含む)
合 計	金	(消費税及び地方消費税	を含む)